

公益社団法人土地改良測量設計技術協会
農業用ため池管理保全技士養成事業実施規程

制 定 令和 4 年 3 月 1 6 日
一部改正 令和 5 年 3 月 1 5 日
一部改正 令和 7 年 5 月 2 1 日

(主 旨)

第1条 本規定は、公益社団法人土地改良測量設計技術協会（以下「協会」という。）が実施する農業用ため池管理保全技士養成事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な基本的事項を定める。

(目 的)

第2条 この事業は、農業用ため池（以下「ため池」という。）の管理及び保全、調査・設計等に係る技術者の養成及び登録を行い、もってため池の適切な管理及び保全を進め、安定的な農業生産と地域の安全に資するとともに、ため池の管理及び保全に係る技術水準の向上と農業農村整備事業の推進に寄与することを目的とする。

(定 義)

第3条 農業用ため池管理保全技士とは、第7条の登録を受け、ため池の管理及び保全に係る技術を活用し、農業農村整備分野の調査、計画、設計、施工管理、維持管理等の技術的業務を行う者をいう。

(運営委員会)

第4条 協会会長（以下「会長」という。）は、第2条の目的を達成するため、学識経験者等で構成する農業用ため池管理保全技士運営委員会（以下「運営委員会」という。）を協会に設置し、次の事項について意見を求める。

- 1) 事業の運営及び実施計画に関する事項
- 2) 農業用ため池管理保全技士講習会（以下「講習会」という。）及び農業用ため池管理保全技士認定試験（以下「試験」という。）、並びに受講資格及び受験資格に関する事項
- 3) 登録及び研修、継続教育等の資質向上に関する事項
- 2 運営委員会の所掌事項及び運営については、「農業用ため池管理保全技士運営委員会等規則」に定める。

(講習会等)

第5条 会長は、運営委員会の意見を踏まえ、講習会を開催する。

- 2 受講資格は、次のいずれか一つの条件を満たすものとする。
 - 1) 実務経験5年以上（農業土木分野又は土木系分野（ため池の管理保全に資する分野に限る）の事業に関する調査・計画・設計・施工・積算等の技術的な実務経験が通算5年以上）
 - 2) 次の技術資格保有者
 - (1) 技術士（農業部門（農業土木、農村環境及び農業農村工学のいずれかに限る）のほかため池の管理及び保全に資する技術部門・科目に限る）
 - (2) 農業土木技術管理士
 - (3) R C C M（農業土木に限る）
 - 3) 次の者で技術系（農業土木分野の事業に限る）の職域に所属する期間が通算5年以上
 - (1) 公務員
 - (2) 土地改良事業団体連合会及び土地改良区の役職員
 - (3) J A B E Eプログラム（農業工学関連分野に限る）履修者
 - (4) 技術士補（農業部門に限る）となる資格を有する者

- 4) ため池に関する実務経験が通算 2 年以上
- 3 受講及び受験手続きは、次のとおりとする。受講及び受験申込は、会長が定める期日までに、協会ホームページより「受講受験申込書」（様式 1－1 号）を記入し、受講資格を証明する「実務経歴書」（様式 2－1 号）または技術資格を保有することを証明する書類を添えて会長あてに申し込まなければならない。
 - 2) 会長は、書類審査の上、適当と認められる者に対して、「受講票兼受験票」（様式 1－2 号）を送付する。
 - 3) 受講者は、会長が定める受講料及び受験料を、会長が定める方法により、所定の期日までに、協会に納入するとともに、協会ホームページからの申し込みに際して「郵便振替払込請求書兼受領証」の写しを添える。
 - 4) 会長は、講習会の受講修了者に「受講修了証」（様式 4 号）を交付する。

（試 験）

- 第 6 条 会長は、運営委員会の意見を踏まえ、講習会の終了後にため池の管理及び保全に関する専門知識・技術力を問う試験を行う。
- 2 会長は、試験を実施するに当たり「農業用ため池管理保全技士認定試験本部設置規則」に定める試験本部を設置する。
 - 3 受験資格は、講習会修了者及びこれと同等の能力と経験を有すると会長が認める者とする。
 - 4 過年度の受講修了者にあつては、講習会受講年度の翌年度及び翌々年度に限り、修了した講習会を受講することなく、試験を受験できる。
 - 5 過年度の受講修了者または受講修了者と同等の能力と経験を有すると会長が認める者の受験手続きは、次のとおりとする。
 - 1) 受験申込は、会長が定める期日までに、協会ホームページより「受講受験申込書」（様式 1－1 号）を記入し、受験資格を証明する「実務経歴書」（様式 2－2 号）を添えて会長あてに申し込まなければならない。

ただし、過年度の受講修了者にあつては、「実務経歴書」に替えて過年度の受講修了証の写しを添えて申し込む。
 - 2) 会長は、書類審査の上適当と認められる者に対して、「受験票」（様式 1－4 号）を送付する。
 - 3) 受験者は、会長が定める受験料を、会長が定める方法により、所定の期日までに、協会に納入するとともに、協会ホームページからの申し込みに際して「郵便振替払込請求書兼受領証」の写しを添える。
 - 6 会長は、運営委員会が定める合格基準以上の成績を得た者に対し「合格証書」（様式 3 号）を交付する。

（登録等）

- 第 7 条 会長は、農業用ため池管理保全技士名簿（以下「名簿」という。）を備え、登録を行う。
- 2 登録を受けることができる者は、前条の試験に合格した者、及び会長が前条の試験に合格した者と同等以上の能力と経験を有すると認めた者（以下「会長認定者」という）とする。

ただし、合格後 5 年以上経過した者にあつては、第 8 条に定める研修を修了した者とする。
 - 3 会長認定を希望する者は、あらかじめ認定申請書（様式 4－1 号）を協会に提出するものとする。また、会長は、会長認定者に認定証（様式 4－2 号）を交付する。
 - 4 登録手続きは、以下のとおりとする。
 - 1) 登録をしようとする者は、試験合格者にあつては、協会ホームページより次の（1）を記入し、（2）及び（3）の関係書類を添付して会長あてに申し込まなければならない。また、会長認定者にあつては、次の（1）～（3）の関係書類を会長あてに提出しなければならない。
 - （1）試験合格者は「登録申込書」（様式 5－1 号）、会長認定者は「登録申込書（会長認定用）」（様式 5－2 号）

- (2) 「農業用ため池管理保全技士登録名簿記載事項等記入用紙」(様式5-3号)
- (3) 会長が定める登録料の「郵便振替払込請求書兼受領証」の写し
- 2) 会長は、登録者に対し、「資格登録証」(様式6号)を交付する。
- 3) 登録の有効期間は、登録証書が交付された日から5年間とし、5年目の年度末の3月31日を有効期限とする。ただし、合格年度に初回登録した時は登録の翌年度から5年間とする。なお、登録の更新を妨げない。
- 4) 会長は、登録者のうち希望者に対し、実費負担により「登録証書」(様式9号)を発行する。
- 5) 会長は、登録名簿を公表するものとする。

(資質向上)

- 第8条 農業用ため池管理保全技士は、常に、ため池の管理及び保全に係る技術知識を習得して技術水準を向上させ、その資質向上に努めなければならない。
- 2) 会長は、農業用ため池管理保全技士の資質向上のため農業用ため池管理保全技士研修会(以下「研修」という。)を、運営委員会の意見を踏まえて開催する。
 - 3) 会長は、研修の実施計画を登録者に通知するとともに、研修修了者には修了証を交付する。

(登録更新)

- 第9条 登録の更新を行おうとする者は、前条に定める研修を有効期間内に修了し、有効期間の5年目にこれを行わなければならない。
- 2) 登録更新手続きは、以下のとおりとする。
 - 1) 登録更新を行おうとする者は、協会ホームページより次の(1)を記入し、(2)及び(3)の関係書類を添付して会長あてに申し込まなければならない。
 - (1) 登録更新申込書(様式7号)
 - (2) 前条第3項の修了証の写し
 - (3) 会長が定める登録更新料の郵便振替払込請求書兼受領証の写し
 - 2) 会長は、登録更新者に対し、資格登録証(様式6号)を交付する。
 - 3) なお、会長が指定する他の研修への参加を証する書面写しをもって、前条第3項の修了証の写しに代えることができる。
 - 4) やむを得ない事由により有効期間の5年目に登録更新手続きができない者、及びやむを得ない事由により研修に参加できない者にあつては、その理由を記した書面を協会に提出し、会長の承認を得た者についてはこの限りでない。

(変更等の届出)

- 第10条 登録を受けた者は、住所、氏名、並びに所属機関の名称、所在地及び電話番号について変更が生じた場合は、すみやかに変更等の届出(様式8号)を協会に提出しなければならない。

(登録の抹消)

- 第11条 会長は、農業用ため池管理保全技士が次の行為をなした場合は、登録を抹消することができる。
- 1) 虚偽又は不正行為に基づき、講習、試験又は登録を受けた場合
 - 2) 前条の変更等の届出を怠った場合
 - 3) 農業用ため池管理保全技士の信用を傷つけ又は失墜させた場合
 - 4) 正当な理由なく農業用ため池管理保全技士の業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用するなど不正行為をなした場合

(規程に定めのない事項の処理)

- 第12条 本規程に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、執行役員会の意見を聞き、会長がこれを処理する。

様式関係

(様式 1 - 1 号) ～ (様式 5 - 3 号) 省略

(様式 6 号)

農業用ため池管理保全技士 資格登録証	
氏 名	写 真
登録番号	
登録年月日	
登録期限	
発行年月日	
公益社団法人 土地改良測量設計技術協会 会長 ○○ ○○ 印	

(注 意)
1 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
2 氏名又は住所に変更があった場合は、再発行を申請すること。
3 登録更新時には、改めて発行を申請すること。
公益社団法人 土地改良測量設計技術協会 〒105-0004 東京都港区新橋5-34-4 TEL 03-3436-6800 FAX 03-3436-4769

(様式 7 号) ～ (様式 9 号) 省略

附 則

第1条 会長は、第4条の運営委員会が設置されるまでの間、第2条に定める目的に沿って事業が円滑に進められるよう、農業用ため池管理保全技士設置委員会（以下「設置委員会」という。）を設置し、次の事項について意見を求める。

- 1) 事業の運営及び実施計画（講習カリキュラム等）に関する事項
 - 2) 講習会及び試験、並びに受講及び受験資格に関する事項
 - 3) 運営委員会委員の任命に係る事項
 - 4) その他事業を開始するにあたり必要となる事項
- 2 設置委員会は、執行役員会の承認をもって設立し、運営委員会が設立された時点で解散するものとする。

第2条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則前条の規定を除く。

第3条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

第4条 この規程は、令和7年6月1日から施行する。